

伊仙町公共施設等総合管理計画



平成 28 年 3 月 策定
令和 4 年 10 月 第 1 回改訂
令和 5 年 11 月 第 2 回改訂

鹿児島県伊仙町

第1章 公共施設等総合管理計画について	1
1. 背景と目的	1
2. 施設の対象範囲	2
第2章 伊仙町について	3
1. 概要	3
2. 主な産業	3
第2章 公共施設等の状況	4
1. 公共施設等の保有状況	4
2. 延床面積内訳	5
3. 築年別整備状況	6
4. 耐震化の実施状況	7
5. インフラ施設の保有状況	8
6. 過去に行った対策の実績	9
7. 有形固定資産減価償却率の推移	9
第3章 人口・財政の状況	10
1. 人口の状況	10
2. 財政の状況	11
5章 将来推計	15
1. 更新費用の将来推計	15
2. 財政推計を踏まえた更新に充当可能な財源及び不足額	17
3. 長寿命化対策の効果額	20
第6章 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	22
1. 計画期間について	22
2. 数値目標	22
3. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	23
4. 現状や課題に関する基本認識	23
5. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	24
第7章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	28
1. 町民文化系施設	29
2. 社会教育系施設	30
3. スポーツ・レクリエーション施設	31
4. 産業系施設	34
5. 学校教育系施設	36
6. 子育て支援施設	45

7. 保健福祉施設	47
8. 行政系施設	50
9. 公営住宅	52
10. 公園.....	60
11. その他.....	61
12. インフラ施設.....	63
第8章 今後の公共施設等再編整備に関する展望.....	64

第1章 公共施設等総合管理計画について

1. 背景と目的

本町では、昭和 40 年代から昭和 50 年代、平成 10 年代後半から平成 20 年代を中心に、町民需要に応じて学校、公営住宅等の公共施設等を数多く建築してきました。しかし現在、人口の減少等を受けて、公共施設等に対する利用需要に変化が生じています。また、これまでに建築された公共施設等の老朽化が進んでおり、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面でも、人口減少による町税収入の伸び悩み、普通交付税の減少等の影響により、財政状況が悪化することが見込まれ、公共施設等の更新に係る費用を適正な水準に抑えることが課題となっています。

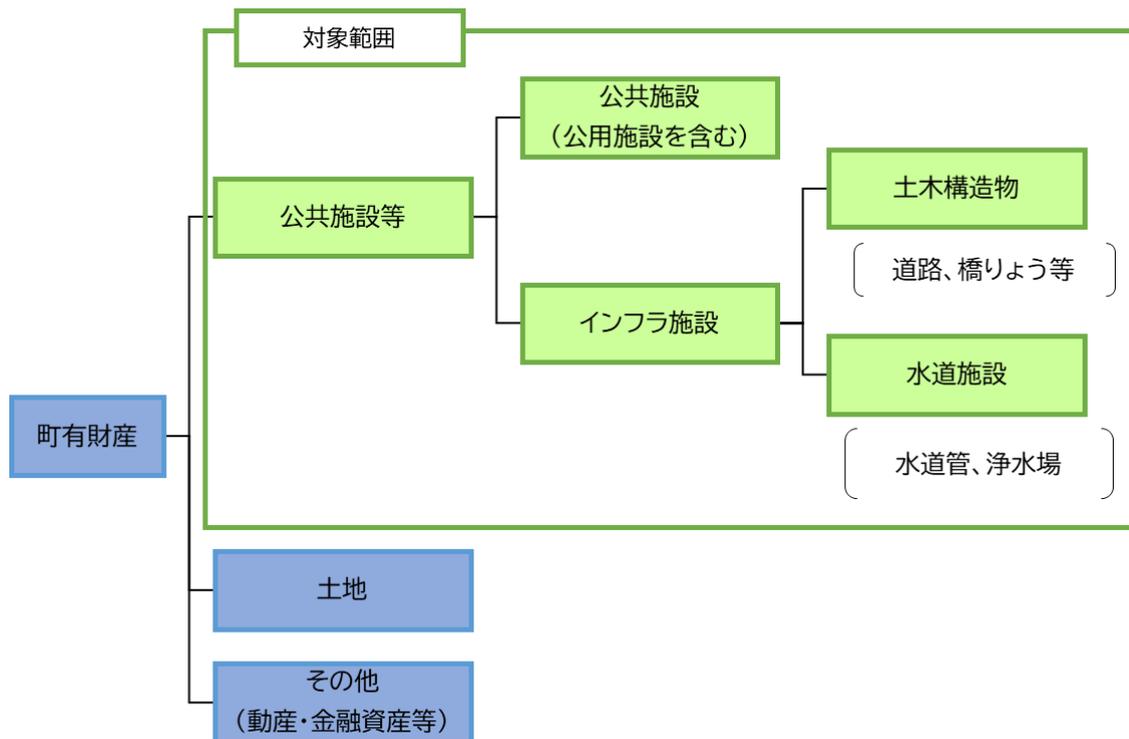
こうした状況の中、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することで行政サービスの水準を確保するため、伊仙町公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)を平成 27 年度に策定しました。

今回は、国の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂(平成 30(2018)年 2 月 27 日付け総財務第 28 号通知)を受けて、各施設の対策内容や実施時期、費用等を示した個別施設計画の内容を反映させた「公共施設等総合管理計画の見直し」に取り組むこととされており、これまで進めてきた公共施設に関する取組や個別施設計画の考え方を踏まえた見直しを行うものです。

2. 施設の対象範囲

本計画において対象とする公共施設等とは、公共施設(公用施設を含む。以下同じ。)およびインフラ施設です。具体的には、いわゆるハコモノのほか、道路・橋りょう等の土木構造物、上水道施設(水道管、浄水場等)等のインフラ施設です。

図 1 施設の対象範囲



第2章 伊仙町について

1. 概要

徳之島の南西部、北緯 27 度 40 分、東経 128 度 40 分に位置しています。町の北部にある標高 417 メートルの犬田布岳から、南の海岸線に向かって緩やかに傾斜しています。海岸線はさんご礁の奇岩が多く、変化に富み、隆起性さんご礁が沖合へ伸び、遠浅を形成しています。さんご礁性の地層のため、各地に鍾乳洞や地下水が流れ、ところどころにすり鉢状の穴があります。土壌は北部の丘陵地帯は古世紀粘板岩で、他の大部分は隆起性サンゴ礁からなり、比較的平坦地が多くほとんどが耕地です。

エメラルドグリーン的大海とサンゴ礁は美しく、ハイビスカスやブーゲンビリアが四季を通じて彩り、熱帯・亜熱帯の果実が実ります。亜熱帯自然林平均気温は 21.1 度で気候は亜熱帯海洋性気候です。

2. 主な産業

本町の基幹産業である農業が発展するには、担い手農家の育成が不可欠です。若い労働力が減少しつつある今、「職業として魅力ある農業」にする必要があります。複合型農業（例：サトウキビ＋肉牛）、専門型農業など農家の環境に合った形態の促進、機械化の助成等に取り組み、年間所得の向上を図るさまざまな施策を展開しています。

土地改良基盤整備等を通じ、ダム等による畑灌整備が進行中である一方、「たい肥センター」(第三セクター)では、さとうきび廃棄物をリサイクルした堆肥を製造・提供し、地力増強と循環型農業を推進しています。

平野部が多く、農地面積が広いことから基幹作目のサトウキビはじめ、バレイショ、カボチャ、園芸・果樹などが活発です。

徳之島牛(黒毛和種)は、高級肉牛として市場の評価も高く、農家の意欲も活発化しています。町では畜舎の建設・機械機具の導入支援を行い、飼育頭数のますますの増大を図っています。

第2章 公共施設等の状況

1. 公共施設等の保有状況

本町の公共施設の保有状況は以下のとおりです。分類については、一般財団法人地域総合整備財団の更新費用試算ソフトの分類表を基本にして、整理しています。

企業誘致施設や定住促進住宅の新設や対象施設の見直しにより、平成 27 年度の策定時と比較すると 6,092.95 m²の増加となっています。

表 1 公共施設保有量

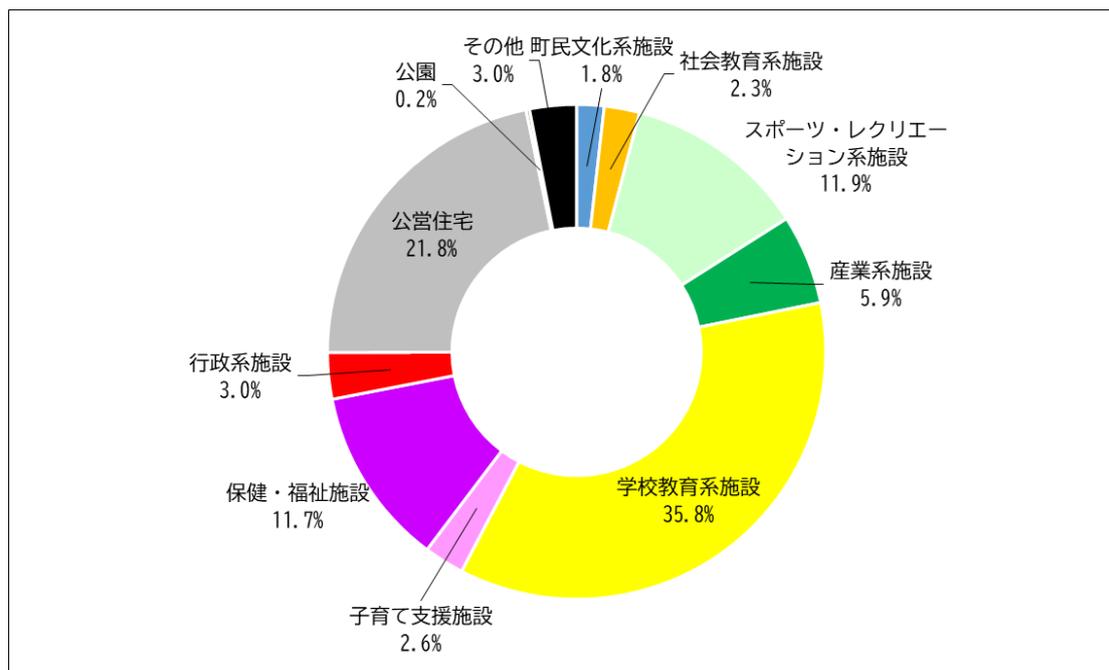
分類	延床面積(m ²)			主な施設
	H27	R2	増減	
町民文化系施設	2,193.00	1,474.00	-719.00	公民館
社会教育系施設	511.00	1,903.48	1,392.48	歴史民俗資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	7,253.00	9,824.34	2,571.34	体育館、武道館、弓道場、喜念ロッジ
産業系施設	3,439.00	4,848.00	1,409.00	加工センター、肥育センター
学校教育系施設	27,468.00	29,668.00	2,200.00	小学校、中学校、教員宿舎
子育て支援施設	2,179.00	2,156.00	-23.00	保育所、幼稚園
保健・福祉施設	6,329.00	9,670.00	3,341.00	仙寿の里、生活館、青少年会館、ほーらい館
行政系施設	8,171.00	2,508.15	-5,662.85	伊仙町役場、教育委員会庁舎
公営住宅	18,530.00	18,030.00	-500.00	公営住宅、定住促進住宅
公園	232.00	187.80	-44.20	義名山公園
その他	445.00	2,573.18	2,128.18	公衆用トイレ、旧徳之島農業高校
総計	76,750.00	82,842.95	6,092.95	

※改訂時に一部施設分類の見直しを実施

2. 延床面積内訳

延床面積で見た場合、学校教育系施設が 29,668.00 m²(35.8%)で最も多くの割合を占めており、公営住宅が 18,030.00 m²(21.8%)、スポーツ・レクリエーション系施設が 9,670.00 m²(11.9%)と続きます。

図 2 延床面積の内訳



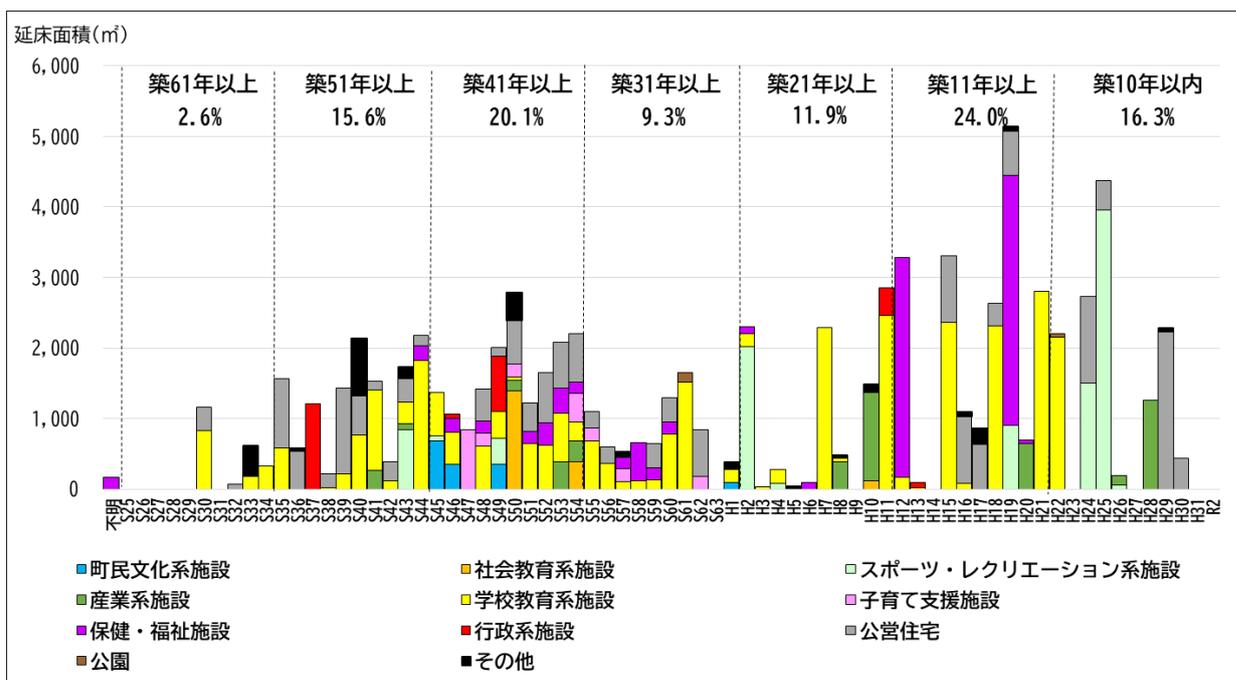
3. 築年別整備状況

公共施設の築年別整備状況は以下のとおりです。ここでは、これまでに建築された公共施設の延床面積を年度別に示しています。

学校教育系施設や公営住宅を中心に昭和40年代から昭和50年代前半にかけて多くの公共施設を建築しています。教育委員会庁舎や伊仙町第二体育館など、県から移管した旧徳之島農業高校施設もこの時期に建築しています。平成に入ってから学校教育系施設のほか、伊仙町総合体育館や徳之島文化情報発信施設「なくさみ館」などのスポーツ・レクリエーション施設を建築してきました。

建築後31年以上が経過している施設は全体の47.6%を占めています。これら施設の更新に係る費用が、本町の財政に大きな影響を与えられます。

図3 築年別整備状況



4. 耐震化の実施状況

耐震化実施状況は以下のとおりです。耐震基準は、昭和 53 年に発生した宮城県沖地震を契機に、昭和 56 年に施行された新しい建築基準法によるものです。

公共施設全体の 39.8%が旧耐震基準時に建築されており、耐震化未実施の施設は 32.6%となります。学校教育系施設については、耐震診断を実施しましたが、その他施設については、未確認となっています。今後も維持する施設については、耐震診断を行う必要があります。

図 4 耐震化実施状況

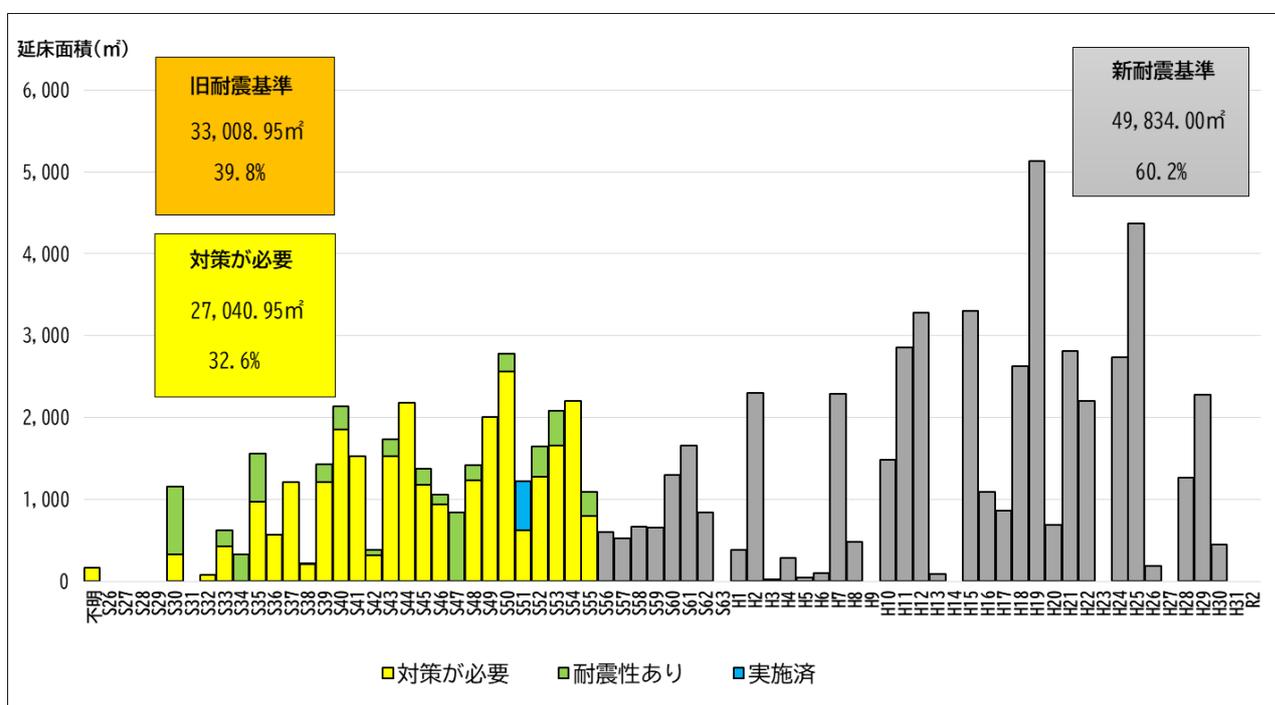


表 2 耐震化実施状況

	旧耐震基準				新耐震基準
	合計	対策が必要	耐震性あり	耐震補強済み	
延床面積 (㎡)	33,008.95㎡	27,040.95㎡	5,368.00㎡	600.00㎡	49,834.00㎡
割合 (%)	39.8%	32.6%	6.5%	0.7%	60.2%

5. インフラ施設の保有状況

インフラ施設の保有状況は以下のとおりです。

表 3 インフラ施設の保有状況

区分1	区分2	箇所数	総延長 (m)	備考
道路	道路		327,953	
	農道		60,476	
	林道			所有なし
橋りょう		28	656	
漁港・港湾	漁港	1		前泊漁港
	港湾	2		鹿浦港 面縄港
公園	都市公園	1		義名山公園
上水道	浄水場	12		
	配水地	16		
	水道管		140,140	

インフラ施設に関しては、昭和期に建築された施設も多くあるため、今後 10 年以内に多くの老朽化した施設が更新の時期を迎えます。本町の財政にも大きな影響を与えると考えられます

6. 過去に行った対策の実績

本町が公共施設マネジメントとして実施した対策としては、一例として以下の内容が挙げられます。

表 4 過去に行った対策の実績

対策の種類	取り組み内容
除却	・旧法務局跡地 ・阿三カシナトウ団地など
転用	・旧徳之島農業高校(庁舎、民族資料館としての利用など) ・旧保健センター(保育所としての利用) ・旧母子センター(商工会としての利用)
統合	・ほーらい館(フィットネスセンターと保健センターを統合)

7. 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産(建物や道路、橋りょう等)の老朽化がどの程度進んでいるかを表します。本町の場合は、町が保有する償却対象資産全体の67.0%程度が減価償却をしている(老朽化している)ということになります。施設によっては、使用期間が耐用年数に迫るものもあることから、計画的な老朽化対策等に取り組んでいく必要があります。

表 5 有形固定資産減価償却率の推移

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
50.0%	64.2%	65.4%	66.7%	67.0%

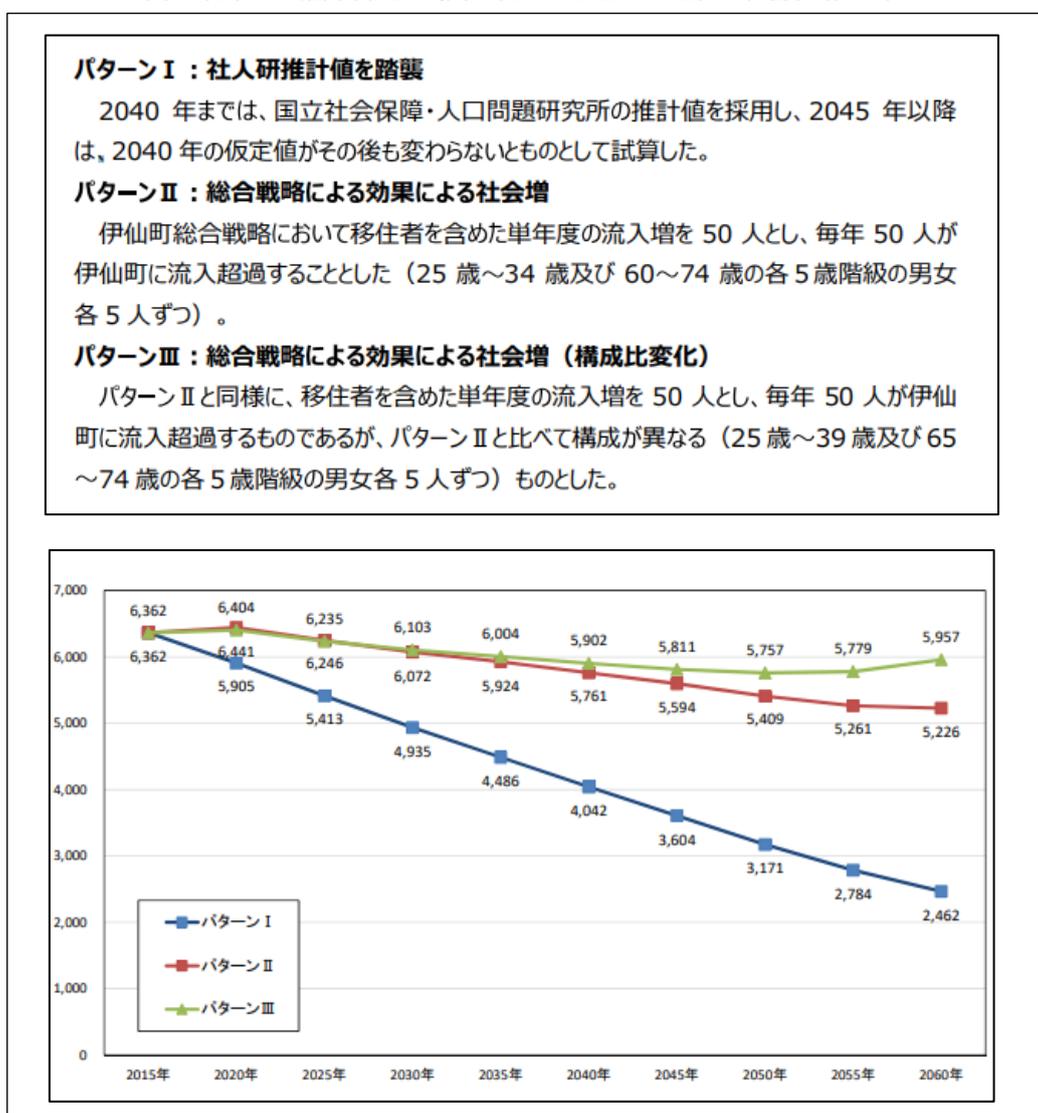
※財政状況資料集より

第3章 人口・財政の状況

1. 人口の状況

令和2年に実施された国勢調査の結果では、本町の人口は6,139人となっています。昭和55年の人口は10,318人であり、昭和55年と比較すると人口は約4,000人減少しています。人口減少が続きますが、第2期伊仙町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、毎年50人の流入超過が見込まれれば、本町の人口は現状程度に推移することが見込まれると推計されています。

図5 将来人口推計(第2期伊仙町まち・ひと・しごと創生総合戦略より)



2. 財政の状況

(1) 歳入

過去5年の歳入決算額の平均は67.8億円となります。平成29年度以降、地方税や地方交付税、国庫支出金などが増加傾向にあり、歳入総額も増加が続いています。令和3年度決算における歳入決算額は約75.0億円です。内訳としては、地方税や地方交付税などの自主財源が55.1%、地方債や国庫支出金等の依存財源が44.9%となっています。

図6 歳入決算額の推移

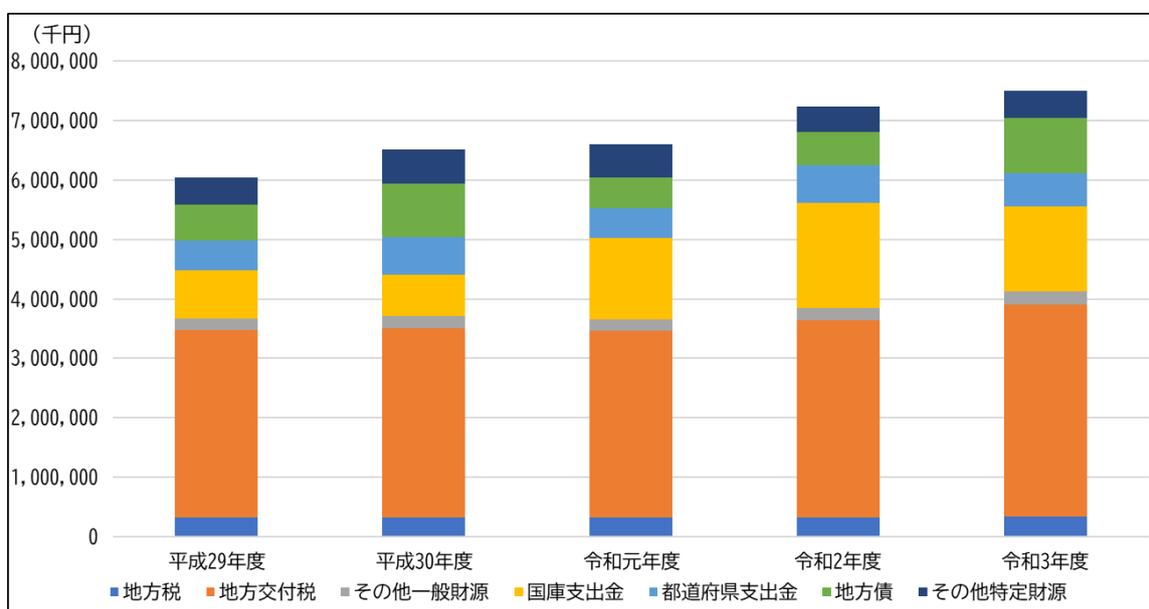


表6 歳入決算額の推移

		(千円)					平均
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
自主財源	地方税	316,886	316,937	317,093	328,450	339,900	323,853
	地方交付税	3,162,161	3,195,852	3,147,087	3,311,829	3,569,679	3,277,322
	その他一般財源	192,055	196,013	192,036	205,852	223,237	201,839
依存財源	国庫支出金	803,051	694,394	1,365,577	1,769,905	1,425,024	1,211,590
	都道府県支出金	500,461	637,427	502,313	639,340	566,452	569,199
	地方債	611,521	897,468	522,603	557,612	917,654	701,372
	その他特定財源	462,416	576,619	553,552	430,456	457,079	496,024
合計		6,048,551	6,514,710	6,600,261	7,243,444	7,499,025	6,781,198

(2) 歳出

過去5年における歳出総額の平均は66.6億円となります。歳入決算額と同様に平成29年度以降増加が続いています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症に対する緊急経済対策としての特別定額給付金支払いのため補助費等が増加し、令和3年度は伊仙町役場建替え工事や定住促進住宅建築のため、投資的経費が増加しました。公債費については減少傾向ではありますが、今後は公共施設の更新費用等が増大していくに当たって、増加となることが予想されます。今後は計画的な事業の実施が必要であると考えられます。

図7 歳出決算額の推移

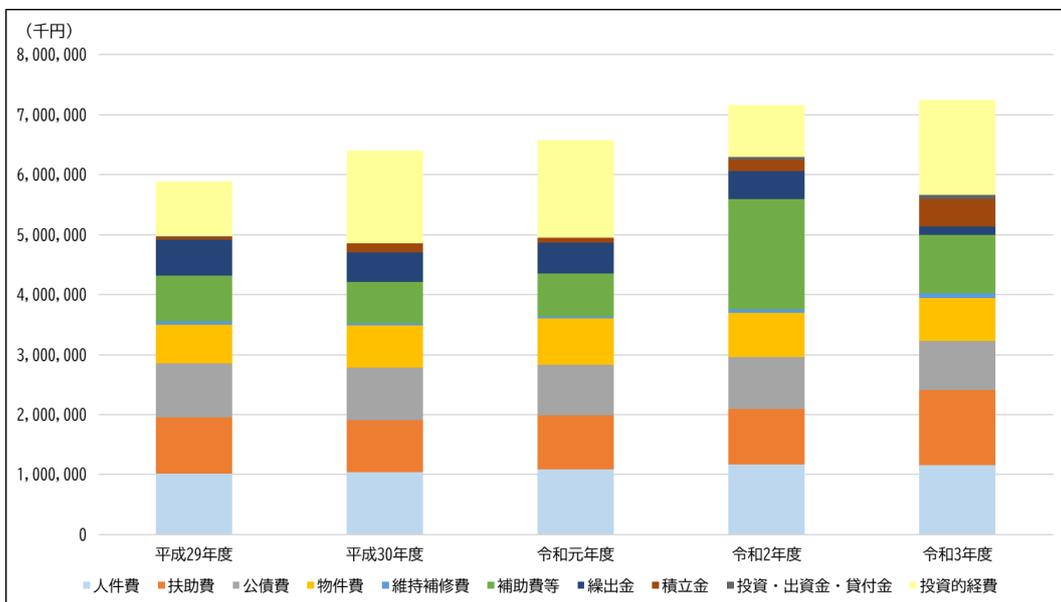


表7 歳出決算額の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
人件費	1,018,613	1,040,156	1,085,380	1,174,261	1,160,739	1,095,830
扶助費	931,100	862,736	900,142	918,048	1,254,248	973,255
公債費	900,149	882,278	848,318	863,993	813,351	861,618
物件費	644,277	696,822	773,596	742,071	714,209	714,195
維持補修費	57,713	42,280	29,637	53,807	77,805	52,248
補助費等	767,539	684,087	712,717	1,837,414	977,252	995,802
繰出金	595,141	492,726	512,429	470,311	141,876	442,497
積立金	46,324	152,640	81,074	193,333	453,391	185,352
投資・出資金・貸付金	6,030	1,104	0	35,956	72,885	23,195
投資的経費	922,161	1,548,150	1,631,186	876,629	1,578,479	1,311,321
合計	5,889,047	6,402,979	6,574,479	7,165,823	7,244,235	6,655,313

(3) 普通建設事業費の推移

普通建設事業費とは、インフラ施設を含めた公共施設等の新設、改良工事の他、不動産取得に要する費用となります。平成30年度はダム整備事業における負担金支払い、令和3年度は伊仙町役場建替え工事、定住促進住宅建築により普通建設事業費が増加しました。過去5年における財源内訳を見ると、地方債が40.4%と最も多く、次いで国庫支出金が25.3%であることから、公共施設等に要する費用は国や県に依存していることが分かります。また、過去5年の整備内訳を見ると、既存施設の更新整備が全体の66.2%を占めています。

表 8 普通建設事業費および財源内訳

(千円)

	普通建設事業費	財源内訳					
		国庫支出金	都道府県支出金	分担金・負担金・寄付金	地方債	その他特定財源	一般財源等
平成29年度	917,025	304,100	52,269	13,018	373,609	21,261	152,768
平成30年度	1,357,120	212,002	190,273	22,476	636,041	11,619	284,709
令和元年度	1,076,394	438,618	66,084	24,532	305,400	496	241,264
令和2年度	872,628	194,099	59,359	10,116	330,814	12,532	265,708
令和3年度	1,578,479	319,994	104,485	17,496	699,415	30,705	406,384
平均	1,160,329	293,763	94,494	17,528	469,056	15,323	270,167

図 8 普通建設事業費の財源内訳
(過去5年平均)

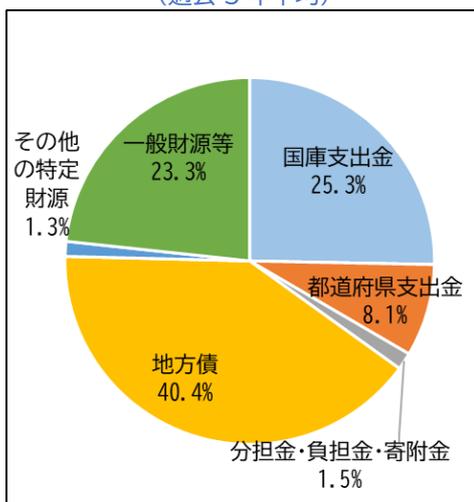
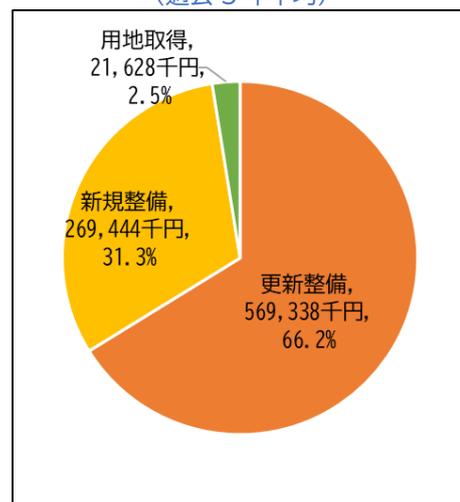


図 9 普通建設事業費の整備内訳
(過去5年平均)

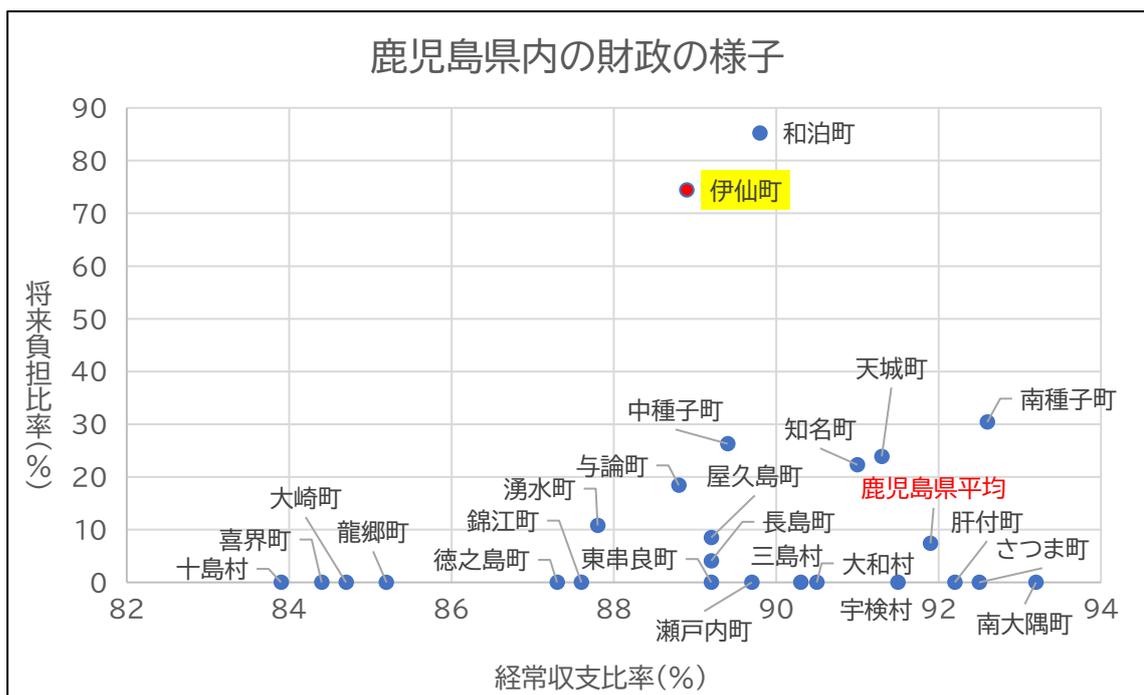


(4) 他市町村との比較

財政状況を鹿児島県内の他の市町村と比較した場合における、本町の位置づけは以下のとおりです。

将来負担比率とは、公営事業会計や一部事務組合、公社や出資法人も含め、市町村が将来支払う可能性がある負債の一般会計に対する比率です。令和2年度における本町の将来負担比率は74.4%であり、鹿児島県内の平均値(7.4%)を大幅に上回ります。なお、早期健全化基準は、350%となっています。

経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とした毎年度経常的な収入となる一般財源(経常一般財源)、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。この比率が高いほど財政構造の弾力性が低く、硬直化が進んでいることを表します。本町の場合、令和2年度における経常収支比率は88.9%となっています。



※鹿児島県平均は市を含む

5章 将来推計

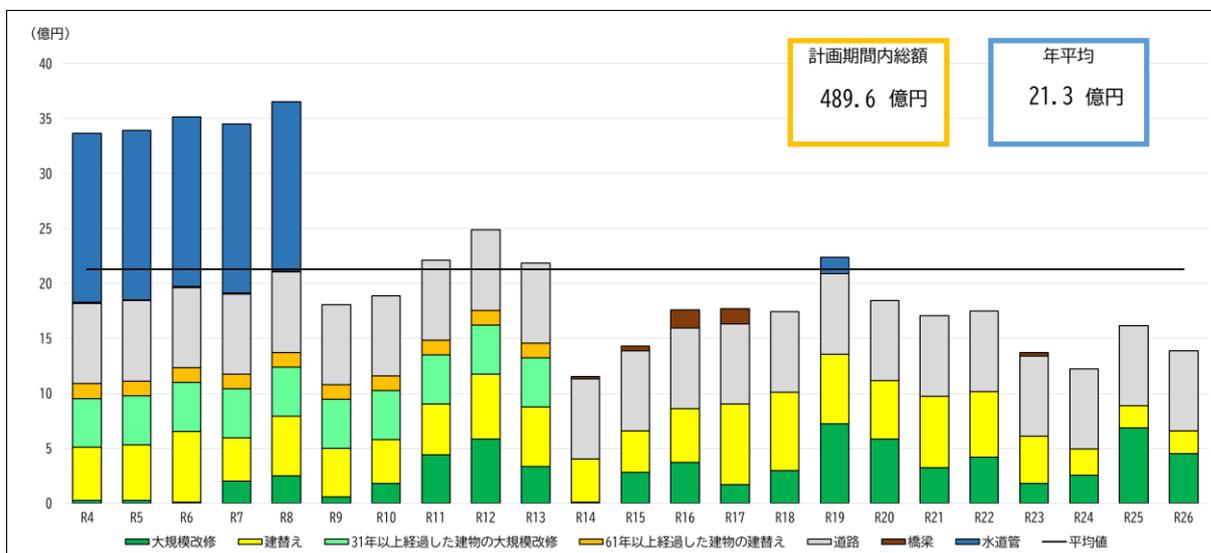
1. 更新費用の将来推計

更新費用の推計結果は以下のとおりです。推計は、以下の前提条件のもとで行いました。

【前提条件】

- ・推計期間は本計画の計画期間である令和 26 年度までとする。
- ・対象施設は、公共施設のほか、インフラ施設も含む。
- ・現在保有している公共施設等を今後もすべて保有し続けると仮定する。
- ・大規模改修を行うものとして推計する。

図 10 更新費用推計(従来型)



上記の前提条件のもと、更新費用を計算すると、計画期間である令和 26 年までの 23 年間で総額約 489.6 億円(1 年当たりの平均 21.3 億円)の更新費用が必要となります。

更新費用推計(従来型)の推計条件及び試算方法

公共施設等更新費用試算ソフト Ver2.10(一般社団法人地域総合整備財産)の更新費用シミュレーションの条件を参考にしています。推計条件は以下のとおりです。

表 9 更新費用推計(従来型)試算方法

大規模改修		建替え	
実施周期	30年	実施周期	60
工事期間	3年	工事期間	2年
計算方法	更新単価×延床面積	計算方法	更新単価×延床面積
建替え、長寿命化改修の前後10年間に重なる場合は実施しない		実施年数より古い建物の建替を10年以内に実施	

表 10 更新費用単価

分類	大規模改修	建替え
町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

表 11 インフラ施設における更新年数および更新単価

分類	更新年数	更新単価
道路	15	4,700 円/㎡
橋梁	60	45 万円/㎡
上水道	40	10 万円/m

2. 財政推計を踏まえた更新に充当可能な財源及び不足額

一般会計等における公共施設等の更新を踏まえた財政推計は以下のとおりです。投資的経費のうち、普通建設事業費を見ると、令和4年度から令和26年度まで(本計画期間)に見込まれる総額は約547.0億円に対して、国・県支出金などの補助金や地方債が充当できる見込みは200.7億円となります。不足分は主に一般財源で賄う必要がありますが、1年当たりの充当見込み額が15.1億円であるのに対して、過去5年の充当額平均は2.7億円のため年間12.4億円の不足となります。

図 11 一般会計等における財政推計

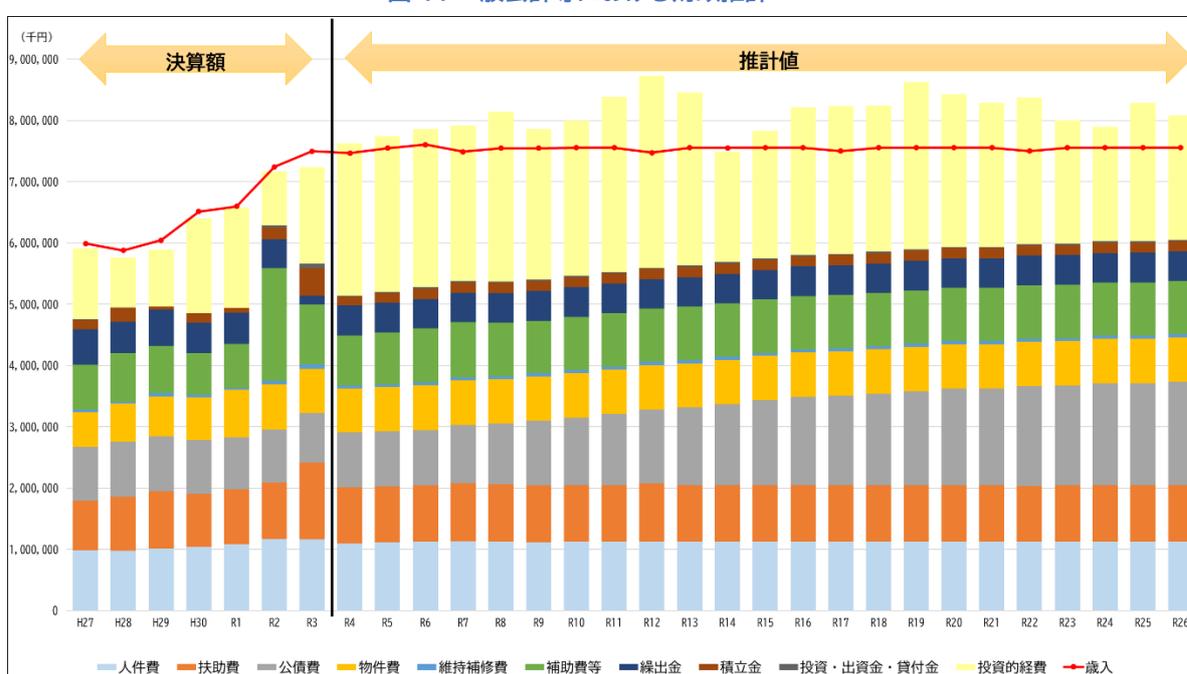


表 12 計画期間内における普通建設事業費充当一般財源見込み額

(億円)

	令和4年度～令和26年度 総額(A)	1年当たり(B)	過去5年平均(C)	不足額 (C)- (B)
一般財源	346.3	15.1	2.7	-12.4

推計条件は以下のとおりです。なお、中間項平均とは過去5年の値のうち、最高値と最低値を除いた値で平均を算出した値となります。

表 13 歳入推計条件

項目	推計条件
国庫支出金 県支出金	<ul style="list-style-type: none"> ● 国・県支出金は、投資的経費・民生費・その他に区分してシミュレーションを行う。 ● 投資的経費は、平成29年度～令和3年度における普通建設事業費に対する充当割合が今後も継続すると仮定するが、上限額を平成29年度～令和3年度における普通建設事業費に対する充当額の平均額を上限とする。 ● 民生費・その他は、過去5年における扶助費に対する国・県支出金の中間項平均を採用する。
地方債	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方債は、臨時財政特例債とその他に分けてシミュレーションを行う。 ● 臨時財政特例債は過去5年の中間項平均を採用する。 ● その他は平成29年度～令和3年度における普通建設事業費に対する充当割合が今後も継続すると仮定するが、上限額を平成29年度～令和3年度における普通建設事業費に対する充当額の平均額を上限とする。
地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> ● 普通交付税は、基準財政需要額に大きく影響する町全体の人口に連動すると仮定する。 ● 特別交付税は、平成29年度～令和3年度における普通交付税に対する割合が一定であると仮定する。
地方税	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方税の多くを占める個人町民税は、生産年齢人口（15～64歳）に連動すると仮定する。 ● 固定資産税は、過去5年の中間項平均を採用する。

表 14 歳出推計条件

項目	推計条件
投資的経費	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存施設更新分については、一般会計対象施設における施設更新費推計結果を反映する。 ● 新規整備分、その他(災害復旧事業費・失業対策事業費)については、過去5年の中間項平均を採用。
積立金・投資・出資貸付金等	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去5年の中間項平均を採用する。
繰出金	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去5年の中間項平均を採用する。
補助費等	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去5年の中間項平均を採用する。
維持補修費	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去5年の中間項平均を採用する。
物件費	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去5年の中間項平均を採用する。
公債費	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去5年の中間項平均に加え、今後の施設更新費用に対する新規発行分の地方債償還を見込む。
扶助費	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童福祉費であれば年少人口(15歳未満)、老人福祉費であれば高齢者人口(65歳以上)等、人口に連動すると仮定する。
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去5年の中間項平均を採用する。

3. 長寿命化対策の効果額

過去に策定してきた各個別施設計画(長寿命化計画)を反映させた長寿命化推計は以下のとおりです。令和13年度以降については、長寿命化した場合の推計を反映しています。その結果、計画期間内で総額約320.7億円(1年当たりの平均13.9億円)の更新費用となりました。従来型推計と比較すると、1年間当たり7.3億円の削減額が見込まれます。

図12 長寿命化した場合の更新費用推計

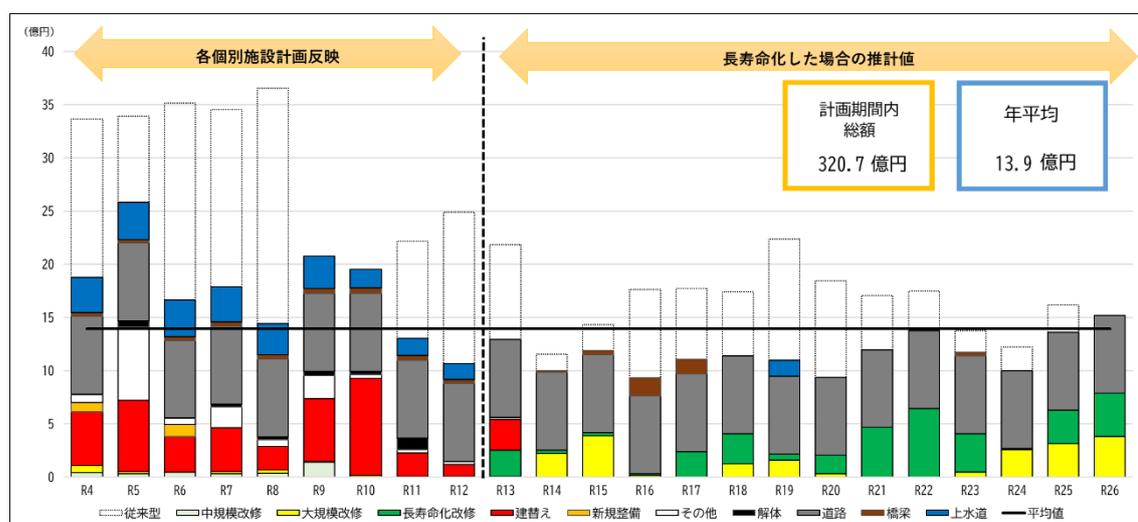


表15 長寿命化対策の削減額

	(億円)	
	計画期間内 (令和4年～令和26年)	1年当たり
従来型更新費用	489.6	21.3
長寿命化対策更新費用	320.7	13.9
効果見込み額	168.9	7.3

表 16 個別施設計画または長寿命化推計における対策見込み額

区分	施設分類	計画名	計画（推計）期間	計画（推計）期間総額（億円）	1年当たり見込み額（億円）
公共施設	学校施設	伊仙町学校施設長寿命化計画	令和3年～令和12年（10年間）	24.7	2.5
	公営住宅	公営住宅整備計画	令和4年～令和13年（10年間）	26.7	2.7
	公園	義名山公園施設長寿命化計画	平成26年～令和5年（10年間）	1.2	0.1
	上記以外	伊仙町公共施設個別施設計画	令和2年～令和11年（10年間）	31.2	3.1
インフラ施設	橋りょう	伊仙町橋梁長寿命化修繕計画	令和3年～令和12年（10年間）	4.7	0.5
	水道施設	伊仙町水道経営戦略	令和3年～令和12年（10年間）	27.4	2.7

更新費用推計(長寿命化推計)の前提条件及び試算方法

・計算は、従来型と同様、延床面積×更新単価＝更新費

表 17 更新費用推計(長寿命化型)試算方法

大規模改修		長寿命化改修		建替え	
実施周期	20年	実施周期	40年	実施周期	80年
単価	建替え単価の25%	単価	建替え単価の60%	単価	従来型「建替え単価」
工事期間	1年	工事期間	2年	工事期間	2年
建替え、長寿命化改修の前後10年間に重なる場合は実施しない		実施年数より古い建物の改修を10年以内に実施		実施年数より古い建物の建替えを10年以内に実施	

第 6 章 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 計画期間について

計画期間は、将来の人口や財政の見通し等を基に長期的な視点に基づき検討する趣旨から、以下のとおり、長期の期間に設定しました。

(計画期間)

平成 27 年度から令和 26 年度(30 年間)

2. 数値目標

本町における令和 2 年時点の人口 1 人当たりの延床面積は 12.5 m²であり、奄美群島内の平均を下回る値となっています。この水準を令和 26 年度まで保つために以下の数値目標を設定しました。

(数値目標)

延床面積を令和 26 年度までに 5,300 m²削減する。

<考え方>

$$\begin{array}{rcl} \boxed{\text{(人口 1 人当たり面積)}} & & \boxed{\text{(令和 26 年見込み人口)}} \\ 12.5 \text{ m}^2 & \times & 6,200 \text{ 人} \\ \hline \boxed{\text{(令和 2 年度延床面積)}} & & \boxed{\text{(令和 26 年度目標延床面積)}} \\ 82,783 \text{ m}^2 & - & 77,500 \text{ m}^2 \\ \hline & & \boxed{\text{(削減目標面積)}} \\ & & 5,300 \text{ m}^2 \end{array}$$

表 18 奄美群島内における人口1人当たり延床面積

自治体名	人口		延床面積 (㎡)	人口1人当たり 延床面積(㎡)
	基準年	人		
奄美市	R2	42,622	387,501	9.1
大和村	R2	1,470	47,119	32.1
宇検村	R2	1,700	40,926	24.1
瀬戸内町	H27	9,455	123,345	13.0
龍郷町	R2	5,993	67,169	11.2
喜界町	R2	6,958	127,401	18.3
徳之島町	R2	10,569	109,164	10.3
天城町	R2	5,806	70,401	12.1
伊仙町	R2	6,607	82,783	12.5
和泊町	R2	6,537	76,519	11.7
知名町	R2	5,871	82,894	14.1
与論町	R2	5,219	58,107	11.1
平均				15.0

3. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設に関する情報は、公共施設マネジメントシステムを導入し、公会計管理台帳などとあわせて財産管理を所管する部署で一元的に管理する体制とします。公共施設の利用状況などは、公共施設の現状をいつでも把握できる状態とします。

4. 現状や課題に関する基本認識

(1) 町民ニーズの変化

人口動態や社会情勢の変化により公共施設への町民ニーズが変化することが予想されます。施設規模の見直し、既存施設の活用を通じ、町民ニーズに適切に対応する必要があります。

(2) 公共施設の老朽化

本町の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、47.7%が建築後31年以上経過しています。また、旧耐震基準にて整備され耐震対策が未実施の施設は32.7%にのぼることから、安全・安心の観点から課題がある公共施設や老朽化が深刻な状況にある公共施設が多くあることが分かります。老朽化施設については、必要性の精査も行ったうえで、今後のあり方を検討していく必要があります。

(3) 公共施設の更新時期の集中及びその他施設やインフラ資産の更新

現在本町が所有する公共施設等を、同じ規模(延床面積)で更新したと仮定した場合、今計画期間内における更新費用の総額は489.6億円で、年間21.3億円となります。

長寿命化した場合、年間7.3億円の削減が見込まれますが、更新時期が集中する年度もあります。財政負担を平準化するためにも、個別施設計画の策定・更新を行う必要があります。

(4) 公共施設にかけられる財源の限界

公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用が毎年度必要となるほか、大規模修繕費用なども必要となります。一方、本町では、生産年齢人口の減少等に伴って町税収入の減少が見込まれており、公共施設の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設のあり方を検討する必要があります。

5. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・ 現状行っている定期点検を引き続き適切に行っていきます。
- ・ 公共施設マネジメントシステムで点検・診断等の実施結果を蓄積することで、点検・診断等の状況を全庁的に適時に把握していきます。

- ・ 施設間における保全の優先度の判断を行うに当たっては、劣化診断等を実施するなどにより、経年による劣化状況、外的負荷(気候天候、使用特性等)による性能低下状況及び管理状況を把握し、予防保全的な観点からの検討を行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に改修・更新します。
- ・ 公共施設マネジメントシステムで、維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を適時に把握するとともに、今後の修繕に関する計画を立てるのに役立てます。
- ・ 管理運営に当たっては、PPP¹/PFI²の活用を検討します。
- ・ 町民ニーズの変化に柔軟に対応していくことを可能とするため、用途変更をしやすい施設設計を行うなどの工夫をしていきます。
- ・ 新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を合理的に進めていきます。

(3) 安全確保の実施方針

- ・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。
- ・ 安全の確保に当たっては、災害拠点かどうか、多数の町民の利用がある施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。
- ・ 今後維持していくことが難しい施設については、町民の安全確保の観点から、早期での供用廃止といった措置を適切にとっていきます。

¹ Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの

² Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう

(4) 耐震化の実施方針

- ・ 災害拠点かどうか、多数の町民の利用がある施設かどうかなどの視点から、耐震化の優先順位を検討します。
- ・ 建築から50年以上経過した建物で耐震化が完了していないものについては、耐震化の検討を進めていきます。
- ・ 道路、橋りょう、上水道をはじめとするインフラについても耐震化の検討を進めていきます。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・ 地区ごとに公共施設の耐用年数到来年度を把握し、公共施設の更新の対応時期を把握します。
- ・ 町民とともに、大切に公共施設を取り扱っていくことで、少しでも長く公共施設を利活用していけるようにしていきます。
- ・ 個別施設計画の策定を通して各施設の長寿命化を進めていきます。

(6) 統合や廃止の推進方針

- ・ 公共施設等の将来の更新費用の試算結果として、そのための財源が不足していることが明確となりました。公共施設の総量縮減だけで、その財政的な対応をすることはできませんが、可能な限りの公共施設の縮減を進めていく必要があると言えます。
- ・ 公共施設の見直しに当たって、総量縮減は財源確保の一つの手段であると捉え、単純な面積縮減とすることなく、既存の公共施設の状態に囚われない、行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して検討を行っていきます。
- ・ 当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間に代替できないかなど、公共施設等とサービスの関係について十分に留意していきます。
- ・ 少子高齢化や人口減少などの人口動態の変化に対応した公共施設の再編を進めます。
- ・ 地区ごとの人口動態や町民ニーズを踏まえた再編を進めます。
- ・ 公共施設の統合や集約化の取り組みを進めていきます。
- ・ 近隣市町村との広域連携を一層進めていき、広域の観点から必要な公共施設等の保有量を検討していきます。

- ・ インフラについても、必要性を十分に精査し、将来コストを見据えた保有量に抑えま
す。

(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず誰もが安全・安心に施設を利用できる
よう、公共施設等の改修や更新の際には、ユニバーサルデザイン化も含めて検討して
推進していきます。

(8) 脱炭素化の推進方針

- ・ 電気設備の LED 化や太陽光発電の導入に努め、公共施設から排出される温室効果ガ
スの削減に努めます。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 公共施設マネジメントシステムの運用を開始し、公共施設等に関する情報を全庁的に
一元管理していきます。
- ・ 公共施設マネジメントシステムは、公会計管理台帳とも連携させ、地方公会計制度の
財務書類や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づく
マネジメントを進めていきます。
- ・ 職員一人ひとりが、経営的視点を持って、全体の最適化を意識した公共施設マネジメ
ントの視点を持つため、研修会等を実施していきます。
- ・ 本町では、これまでも、民間活力の活用を意図した指定管理者制度の導入を進めてき
ましたが、検証を行い、町民サービスの向上に努めるとともに、導入していない施設に
ついては同制度の導入について検討を進めていきます。

第7章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

ここでは、施設類型ごとに現状や課題に関する基本的な認識を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を示します。第3章でも示したとおり、公共施設の保有状況は以下のとおりです。

表 19 公共施設の保有状況(再掲載)

分類	延床面積(㎡)			主な施設
	H27	R2	増減	
町民文化系施設	2,193.00	1,474.00	-719.00	公民館
社会教育系施設	511.00	1,903.48	1,392.48	歴史民俗資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	7,253.00	9,824.34	2,571.34	体育館、武道館、弓道場、喜念ロッジ
産業系施設	3,439.00	4,848.00	1,409.00	加工センター、肥育センター
学校教育系施設	27,468.00	29,668.00	2,200.00	小学校、中学校、教員宿舎
子育て支援施設	2,179.00	2,156.00	-23.00	保育所、幼稚園
保健・福祉施設	6,329.00	9,670.00	3,341.00	仙寿の里、生活館、青少年会館、ほーらい館
行政系施設	8,171.00	2,508.15	-5,662.85	伊仙町役場、教育委員会庁舎
公営住宅	18,530.00	18,030.00	-500.00	公営住宅、定住促進住宅
公園	232.00	187.80	-44.20	義名山公園
その他	445.00	2,573.18	2,128.18	公衆用トイレ、旧徳之島農業高校
総計	76,750.00	82,842.95	6,092.95	

※改訂時に一部施設分類の見直しを実施

1. 町民文化系施設

(1) 集会施設

【現状や課題に関する基本方針】

集会施設は、地域の交流の振興や生涯学習の場として今後も継続して利用されると施設となります。公民館については、災害時の避難施設としても使用されます。避難施設としての機能を保つためにも、旧耐震基準の施設については、耐震化対策を実施します。

表 20 集会施設

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
1	伊仙町中央公民館	中央公民館	685.00	S45	中部
2	伊仙町立東公民館	伊仙町立コミュニティセンター	345.00	S46	東部
3	伊仙町立西公民館	西公民館	345.00	S49	西部
4	伊仙町中山地区集会施設	中山集会施設	99.00	H1	中部

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

【点検・診断等の実施方針】

集会施設は、地域の交流の振興や生涯学習の場として今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行います。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

更新等については、伊仙町個別施設計画に従って更新を行います。

【耐震化の実施方針】

旧耐震基準で建築された施設のうち、建替え予定のない施設については耐震診断を実施します。

【長寿命化の実施方針】

伊仙町個別施設計画に従って長寿命化に向けた改修を計画的に実施していきます。

【統合や廃止の推進方針】

各施設の利用状況や老朽化の状況等により、その必要性を判断したうえで、統合や廃止について検討します。

2. 社会教育系施設

(1) 博物館等

【現状や課題に関する基本方針】

歴史民俗資料館は、徳之島の自然と文化と産業を立体的に展示しているほか、弥生時代の人骨や約3万年前の旧石器等を展示していた資料館です。平成24年に旧徳之島農業高校跡地へ移転し、旧歴史民俗資料館は現在、遊休状態となっています。

表 21 博物館等

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
1	旧歴史民俗資料館	旧歴史民俗資料館	391.00	S54	中部
2	伊仙町歴史民俗資料館	伊仙町歴史民俗資料館	1,392.48	S50	中部
3	泉芳朗館	泉芳朗館	120.00	H10	中部

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

【統合や廃止の推進方針】

旧歴史民俗資料館については、現在利用されていません。施設の用途変更も含めて、検討していきます。

3. スポーツ・レクリエーション施設

(1) スポーツ施設

【現状や課題に関する基本方針】

伊仙町弓道場や伊仙町第二体育館、体育倉庫は旧徳之島農業高校の施設であり、県から移管した施設となります。旧耐震基準に建築された建物であり、築年数に伴う老朽化対策が課題となります。

表 22 スポーツ施設

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
1	伊仙町総合体育館	体育館	2,025.00	H2	中部
2	伊仙町総合体育館	体育館増築分	3,590.00	H25	中部
3	伊仙町相撲場	相撲場	334.00	H25	中部
4	伊仙町相撲場	相撲場更衣室	35.00	H25	中部
5	伊仙町弓道場	弓道場	85.00	H4	中部
6	伊仙町武道場	武道場	370.04	S49	中部
7	伊仙町第二体育館	屋内運動場	844.30	S43	中部
8	体育倉庫	倉庫	69.00	S45	中部

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

【点検・診断等の実施方針】

施設・設備の老朽化に備え、継続した点検・診断等を実施します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

大規模改修等は予定していませんが、点検・診断等の結果から適宜修繕等を実施し、管理していく方針です。

【耐震化の実施方針】

旧徳之島農業高校より移管した施設は、旧耐震基準で建築された施設となります。耐震診断を実施し、耐震性の確認を行います。

【安全確保の実施方針】

点検・診断結果より、各施設の危険箇所等の現状を把握し、安全性の確保に努めます。

【統合や廃止の推進方針】

今後も必要な施設と考えますが、利用状況等を踏まえ、今後の施設の在り方を検討します。

(2) レクリエーション施設・観光施設

【現状や課題に関する基本方針】

喜念ロッジはキャンプ施設となります。徳之島地域文化情報発信施設は闘牛場としての利用、伝統文化の発信施設として利用されており、町民や観光客の憩いの場として利用されています。

表 23 レクリエーション施設・観光施設

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
1	喜念浜園地ロッジ	宿泊所	212.00	H19	東部
2	喜念浜園地ロッジ	喜念ロッジ	696.00	H19	東部
3	徳之島地域文化情報発信施設	なくさみ館	1,504.00	H24	東部
4	観光公園犬田布岬	犬田布岬休憩所	60.00	H26	西部

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

【点検・診断等の実施方針】

いずれも比較的新しい施設ですが、今後施設・設備の老朽化が進んでいくのに備え、継続した点検等を実施します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

各施設の点検及び診断等の結果に基づいて、維持管理・修繕・更新等を行うことで、トータルコストの縮減・費用の平準化を実施しています。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等の結果、危険性が高いと認められた施設等については、優先的に修繕・改築・更新等を行います。

【統合や廃止の推進方針】

各施設の利用状況や老朽化の状況等により、その必要性を判断したうえで、統合や廃止について検討します。

4. 産業系施設

(1) 産業系施設

【現状や課題に関する基本方針】

徳之島交流ひろば「農林水産物直売所」は島内最大規模の直売所です。本町の産業保護のため、必要性の高い施設となっています。各営農研修施設については、各地区の集会施設としても使用されています。大島紬織工養成所は令和4年度に取り壊しを実施しました。

表 24 産業系施設

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
1	伊仙町商工会 (旧母子センター)	商工会	264.00	S41	中部
2	伊仙町特産品加工工房	伊仙町特産品加工工房	126.00	H26	中部
3	伊仙町企業誘致促進施設	精密機械工場	1,264.00	H28	西部
4	東伊仙西営農研修施設	伊仙営農研修センター	160.00	S54	中部
5	古里営農研修施設	古里営農研修センター	126.00	S54	東部
6	佐弁営農研修施設	佐弁営農研修センター	96.00	S53	東部
7	上検福営農研修施設	上検福営農研修センター	96.00	S53	東部
8	上晴営農研修施設	上晴営農研修センター	96.00	S53	西部
9	八重竿営農研修施設	八重竿営農研修センター	96.00	S53	西部
10	伊仙町堆肥センター	堆肥センター	1,250.00	H10	中部

表 25 産業系施設 2

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
11	大島紬織工養成所	大島紬織工養成所	153.00	S50	中部
12	伊仙町有機物供給センター	伊仙町 有機物供給センター	208.00	H8	東部
13	伊仙町西犬田布地区 農村生活改善センター	加工センター	180.00	H8	中部
14	徳之島交流ひろば 「農林水産物直売所」	百菜	650.00	H20	中部
15	伊仙町農業支援センター 青緑の里	農業支援センター	83.00	S43	中部

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

【点検・診断等の実施方針】

定期的な点検・診断等を行うことで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

施設の点検・診断等の結果に基づき、修繕等を実施します。

【耐震化の実施方針】

旧耐震基準で建築された施設については、耐震化対策の推進も行います。

【安全確保の実施方針】

劣化診断や建築物及び建築設備定期検査の結果、安全上に問題がある箇所は、早期に改修を実施し、安全確保を行います。

5. 学校教育系施設

(1) 学校施設

【現状や課題に関する基本方針】

本町には、11の小中学校施設があります。今後予想される年少人口の減少の影響を考慮し、適切な配置形態を考えていく必要があります。また、耐震診断及び耐震補強が実施されていない施設については、耐震診断及び耐震補強を進めていきます。

表 26 学校施設

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
1	伊仙小学校	伊仙小学校(改築後)	2,810.00	H21	中部
2	伊仙小学校	伊仙小学校体育館	422.00	S44	中部
3	伊仙小学校	伊仙小学校体育館	110.00	S53	中部
4	面縄小学校	面縄小学校(改築後)	2,314.00	H15	東部
5	面縄小学校	面縄小学校(改築後2)	48.00	H15	東部
6	面縄小学校	面縄小学校(体育館)	682.00	S44	東部
7	犬田布小学校	犬田布小学校(改築後)	2,047.00	H18	西部
8	犬田布小学校	犬田布小学校(改築後2)	243.00	H18	西部
9	犬田布小学校	犬田布小学校(改築後3)	83.00	H16	西部
10	犬田布小学校	犬田布小学校(改築後4)	24.00	H18	西部
11	犬田布小学校	犬田布小学校体育館	671.00	S44	西部
12	鹿浦小学校	鹿浦小学校	418.00	S30	中部
13	鹿浦小学校	鹿浦小学校2	187.00	S33	中部
14	鹿浦小学校	鹿浦小学校3	214.00	S39	中部
15	鹿浦小学校	鹿浦小学校4	40.00	S50	中部

表 27 学校施設 2

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
16	鹿浦小学校	鹿浦小学校5	8.00	S45	中部
17	鹿浦小学校	鹿浦小学校体育館2	335.00	S46	中部
18	鹿浦小学校	鹿浦小学校体育館	102.00	S57	中部
19	鹿浦小学校	鹿浦小学校6	426.00	S53	中部
20	鹿浦小学校	鹿浦小学校7	27.00	H3	中部
21	馬根小学校	馬根小学校	314.00	S34	中部
22	馬根小学校	馬根小学校2	18.00	S34	中部
23	馬根小学校	馬根小学校3	252.00	S40	中部
24	馬根小学校	馬根小学校4	26.00	S40	中部
25	馬根小学校	馬根小学校5	16.00	S45	中部
26	馬根小学校	馬根小学校体育館	276.00	S48	中部
27	馬根小学校	馬根小学校体育館2	136.00	S59	中部
28	馬根小学校	馬根小学校6	307.00	S56	中部
29	馬根小学校	馬根小学校7	5.00	S58	中部
30	糸木名小学校	糸木名小学校	16.00	S45	西部
31	糸木名小学校	糸木名小学校体育館	335.00	S45	西部
32	糸木名小学校	糸木名小学校体育館2	52.00	S61	西部
33	糸木名小学校	糸木名小学校体育館3	12.00	S61	西部
34	糸木名小学校	糸木名小学校体育館4	40.00	S61	西部
35	糸木名小学校	糸木名小学校	484.00	S61	西部

表 28 学校施設 3

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
36	糸木名小学校	糸木名小学校2	934.00	S61	西部
37	喜念小学校	喜念小学校	391.00	S30	東部
38	喜念小学校	喜念小学校2	117.00	S55	東部
39	喜念小学校	喜念小学校3	26.00	S42	東部
40	喜念小学校	喜念小学校4	211.00	S43	東部
41	喜念小学校	喜念小学校5	18.00	S30	東部
42	喜念小学校	喜念小学校6	19.00	S45	東部
43	喜念小学校	喜念小学校7	7.00	S45	東部
44	喜念小学校	喜念小学校体育館1	335.00	S48	東部
45	喜念小学校	喜念小学校体育館2	100.00	S60	東部
46	喜念小学校	喜念小学校8	20.00	H13	東部
47	阿権小学校	阿権小学校	563.00	S35	西部
48	阿権小学校	阿権小学校2	22.00	S35	西部
49	阿権小学校	阿権小学校3	123.00	S45	西部
50	阿権小学校	阿権小学校4	14.00	S38	西部
51	阿権小学校	阿権小学校5	26.00	S42	西部
52	阿権小学校	阿権小学校6	10.00	S42	西部
53	阿権小学校	阿権小学校体育館	335.00	S49	西部
54	阿権小学校	阿権小学校体育館2	78.00	S58	西部
55	阿権小学校	阿権小学校体育館3	16.00	S58	西部

表 29 学校施設 4

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
56	阿権小学校	阿権小学校	16.00	S58	西部
57	伊仙中学校	伊仙中学校	600.00	S51	中部
58	伊仙中学校	伊仙中学校体育館	684.00	S60	中部
59	伊仙中学校	伊仙中学校2	1,977.00	H11	中部
60	伊仙中学校	伊仙中学校3	396.00	H11	中部
61	伊仙中学校	伊仙中学校4	32.00	H11	中部
62	伊仙中学校	伊仙中学校5	50.00	H12	中部
63	面縄中学校	面縄中学校体育館	445.00	S40	東部
64	面縄中学校	面縄中学校体育館2	84.00	S55	東部
65	面縄中学校	面縄中学校体育館3	64.00	S55	東部
66	面縄中学校	面縄中学校	123.00	S46	東部
67	面縄中学校	面縄中学校2	374.00	S52	東部
68	面縄中学校	面縄中学校3	77.00	H4	東部
69	面縄中学校	面縄中学校4	1,260.00	H7	東部
70	面縄中学校	面縄中学校5	865.00	H7	東部
71	犬田布中学校	犬田布中学校体育館	448.00	S41	西部
72	犬田布中学校	犬田布中学校体育館2	64.00	S54	西部
73	犬田布中学校	犬田布中学校体育館3	64.00	S54	西部
74	犬田布中学校	犬田布中学校	15.00	H7	西部
75	犬田布中学校	犬田布中学校2	1,141.00	H22	西部
76	犬田布中学校	犬田布中学校3	1,009.00	H22	西部

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

【点検・診断等の実施方針】

計画的に施設の点検・診断を行い、学校施設の状況を把握していきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

修繕が必要な箇所については随時修繕を行っていますが、昭和 30 年代に建築された学校もあり、将来的には大規模な改修が必要になることが見込まれます。学校施設長寿命化計画を基に計画的な更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

児童生徒が安全に安心して学ぶことができるように、教育環境の安全の確保を図っていきます。

【統合や廃止の推進方針】

児童・生徒数の減少に伴い、児童・生徒数に対する施設や維持管理費の規模が大きくなっている施設もあります。そのため、施設の老朽化の状況も踏まえ、今後コストの削減のみではなく、統廃合の必要性について検討していきます。

(2) 教員宿舎

【現状や課題に関する基本方針】

築後 30 年以上になる住宅が全体の 7 割程度を占めており、現在厳しい財政状況や既存ストックの有効活用の観点から、計画的に住宅改修を実施することにより、安全で安心な職員住宅の供給を推進しています。

表 30 教員宿舎

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
1	伊仙小学校教員宿舎 A	伊仙小学校教員住宅 A	120.00	S64	中部
2	伊仙小学校教員宿舎 B	伊仙小学校教員住宅 B	120.00	H4	中部
3	面縄小学校教員宿舎 A	面縄小学校教員住宅 A	50.00	S44	中部
4	面縄小学校教員宿舎 B	面縄小学校教員住宅 B	50.00	S52	中部
5	面縄小学校教員宿舎 C	面縄小学校教員住宅 C	60.00	H11	中部
6	犬田布小学校教員宿舎 A	犬田布小学校教員住宅 A2	50.00	S45	西部
7	犬田布小学校教員宿舎 A	犬田布小学校教員住宅 A	50.00	S52	西部
8	犬田布小学校教員宿舎 B	犬田布小学校教員住宅 B	50.00	S54	西部
9	犬田布小学校教員宿舎 C	犬田布小学校教員住宅 C	60.00	H8	西部
10	犬田布小学校教員宿舎 D	犬田布小学校教員住宅 D	148.00	H7	西部
11	鹿浦小学校教員宿舎 B	鹿浦小学校教員住宅	60.00	H12	中部
12	鹿浦小学校教員宿舎 B	鹿浦小学校教員住宅	60.00	H12	中部
13	馬根小学校教員宿舎 C	馬根小学校教員住宅 C	50.00	S43	中部
14	馬根小学校教員宿舎 A	馬根小学校教員住宅 B	50.00	S51	中部
15	馬根小学校教員宿舎 B	馬根小学校教員住宅 A	50.00	S53	中部

表 31 教員宿舎 2

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
16	糸木名小学校教員宿舎 C	糸木名小学校教員住宅 A	50.00	S53	西部
17	糸木名小学校教員宿舎 B	糸木名小学校教員住宅 B	60.00	S64	西部
18	糸木名小学校教員宿舎 C	糸木名小学校教員住宅 C	40.00	S41	西部
19	念小学校教員宿舎 A	喜念小学校教員住宅 A	50.00	S52	東部
20	喜念小学校教員宿舎 B	喜念小学校教員住宅 B	50.00	S53	東部
21	喜念小学校教員宿舎 B	喜念小学校教員住宅 B2	50.00	S55	東部
22	喜念小学校教員宿舎 C	喜念小学校教員住宅 C	40.00	S40	東部
23	阿権小学校教員宿舎 A	阿権小学校教員受託 A	50.00	S43	中部
24	阿権小学校教員宿舎 B	阿権小学校教員住宅 B	50.00	S52	中部
25	阿権小学校教員宿舎 B	阿権小学校教員住宅 B1	60.00	H2	中部
26	伊仙中学校教員宿舎 A	伊仙中学校教員住宅 A	50.00	S52	中部
27	伊仙中学校教員宿舎 A	伊仙中学校教員住宅 A2	50.00	S54	中部
28	伊仙中学校教員宿舎 A	伊仙中学校教員住宅 A3	60.00	S55	中部
29	伊仙中学校教員宿舎 B	伊仙中学校教員住宅 B	120.00	H2	中部
30	面縄中学校教員宿舎 A	面縄中学校教員住宅 A	50.00	S42	中部
31	面縄中学校教員宿舎 B	面縄中学校教員住宅 B	50.00	S49	中部
32	面縄中学校教員宿舎	面縄中学校教員住宅 C	60.00	S56	中部
33	犬田布中学校教員宿舎 A	犬田布中学校教員住宅 A	40.00	S45	西部
34	犬田布中学校教員宿舎 B	犬田布中学校教員住宅 B	50.00	S54	西部
35	犬田布中学校教員宿舎 C	犬田布中学校教員住宅 C	60.00	S55	西部

表 32 教員宿舎 3

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
36	犬田布中学校教員宿舎 D	犬田布中学校教員住宅 D	120.00	S55	西部
37	犬田布中学校教員宿舎 E	犬田布中学校教員住宅 D	127.00	S55	西部

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

【点検・診断等の実施方針】

老朽化する住宅の延命を図るため、計画的に点検や修繕を実施します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断等の結果を踏まえた修繕により、適正な維持管理に努めます。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等の結果に基づき、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。

【耐震化の実施方針】

耐震診断や耐震補強が未実施の施設もあるため、今後、長期的な活用を図るべき住宅において耐震補強の必要性の有無について検証し、予防安全的な改修を行うことで、入居者の安全で安心な生活維持を図ります。

【長寿命化の実施方針】

老朽化が進む前に予防保全を実施し、現存ストックの延命措置を進めます。

【統合や廃止の推進方針】

老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊し解体を行います。

(3) その他学校施設

【現状や課題に関する基本方針】

その他施設については、伊仙町給食センターが該当します。建築から 50 年以上が経過しているため、老朽化対策が課題となっています。

表 33 その他学校施設

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
1	伊仙町給食センター	給食センター	650.00	S41	中部

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

【点検・診断等の実施方針】

国の「学校給食衛生管理基準」等に基づいた点検・診断を定期的に行っていきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

建築から 50 年以上が経過しているため、点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。

【安全確保の実施方針】

点検・診断により危険性が高いと認められた場合は、安全の確保を行います。

【耐震化の実施方針】

旧耐震基準の施設であり、建築から 50 年以上が経過しているため、耐震化を含めた施設の更新を検討していきます。

【長寿命化の実施方針】

長寿命化改修が実施可能な場合は、長寿命化改修を実施し、現存ストックの延命措置を進めます。

6. 子育て支援施設

(1) 幼稚園・保育園・こども園

【現状や課題に関する基本方針】

本町は9園の子育て支援施設を保有しています。喜念小学校附属幼稚園を除き、旧耐震基準で建築されています。伊仙小学校附属幼稚園、面縄小学校附属幼稚園、犬田布小学校附属幼稚園については、耐震診断を実施済みですが、その他施設は未実施となっています。

今後は、子ども・子育て支援新制度や年少人口の動向を注視し、運営主体、運営方法など様々な視点から幼稚園等のあり方や適正配置を検討していきます。

表 34 子育て支援施設

連番	施設名称	建物名称	延床面積(m ²)	築年度	地区
1	古里へき地保育所 (旧伊仙町立保健センター)	保健センター	401.00	S54	東部
2	伊仙小学校附属幼稚園	伊仙小学校附属幼稚園	280.00	S47	中部
3	面縄小学校附属幼稚園	面縄小学校附属幼稚園	280.00	S47	東部
4	犬田布小学校附属幼稚園	犬田布小学校附属幼稚園	280.00	S47	西部
5	鹿浦小学校附属幼稚園	鹿浦小学校附属幼稚園	183.00	S48	中部
6	馬根小学校附属幼稚園	馬根小学校附属幼稚園	183.00	S55	中部
7	糸木名小学校附属幼稚園	糸木名小学校附属幼稚園	183.00	S57	西部
8	喜念小学校附属幼稚園	喜念小学校附属幼稚園	183.00	S62	東部
9	阿権小学校附属幼稚園	阿権小学校附属幼稚園	183.00	S50	西部

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

年少人口の減少に注視しながら、幼稚園等のあり方を検討していきます。

【安全確保の実施方針】

園児の安全な保育ができる環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。

【耐震化の実施方針】

耐震診断が未実施の施設については、診断の受診及び施設の改修を計画的に進めます。

【統合や廃止の推進方針】

子ども・子育て支援新制度や年少人口の動向を注視し、町全体の保育需要に対応できるよう、運営主体、運営方法など様々な視点から幼稚園等のあり方や適正配置を検討していきます。

7. 保健福祉施設

(1) 高齢者福祉施設

【現状や課題に関する基本方針】

伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」は社会福祉法人伊仙町社会福祉協議会が管理運営を行っています。

表 35 高齢者福祉施設

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
1	伊仙町特別養護老人ホーム	仙寿の里	3,110.00	H12	中部

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

比較的新しい施設ですが、今後の施設・設備の老朽化が進んでいくのに備え、継続した点検を実施し、問題があった場合は速やかに対応します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等の結果より対策が必要となった場合は、必要に応じた施設改修・修繕を行います。

【統合や廃止の推進方針】

本町にとって必要な施設であるため、統合や廃止の予定はありません。

(2) その他社会保健施設

【現状や課題に関する基本方針】

生活館や青少年会館は各地区の集会施設としても活用されており、地域の交流・親睦を深めるために一定の役割を果たしています。一方で、多くの施設が旧耐震基準にて建築された施設であり、耐震診断が未実施となっています。これらの施設について耐震診断を行い、耐震化対策を進めます。

表 36 その他社会保健施設

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
1	社会福祉協議会 (旧診療所)	旧診療所	210.00	S44	中部
2	社会福祉協議会 (旧診療所)	旧診療所	380.00	S58	中部
3	伊仙町馬根生活館	馬根生活館	132.00	S52	中部
4	伊仙町阿三生活館	阿三生活館	165.00	S53	中部
5	伊仙町西犬田布生活館	西犬田布生活館	166.00	S54	西部
6	伊仙町糸木名生活館	糸木名生活館	166.00	S57	西部
7	伊仙町下検福生活館	下検福生活館	166.00	S58	東部
8	伊仙町東阿三生活館	東阿三生活館	166.00	S59	中部
9	伊仙町木之香生活館	木之香生活館	166.00	S60	西部
10	伊仙町喜念生活館	喜念生活館	166.00	S48	東部
11	阿権八き地保健福祉館	阿権福祉会館	178.00	S52	西部
12	河地八き地保健福祉館	河地福祉会館	200.00	S46	西部
13	伊仙町上面縄生活館	上面縄生活館	166.00	S51	東部
14	目手久青少年会館	東目手久青少年会館	98.00	S53	東部
15	崎原青少年会館	崎原青少年会館	98.00	S53	西部

表 37 その他社会保健施設 2

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
16	小島青少年会館	小島青少年会館	98.00	H2	西部
17	東面縄青少年会館	東面縄青少年会館	99.00	H6	東部
18	徳之島交流ひろば「ほーらい館」	ほーらい館	3,535.00	H19	中部
19	徳之島交流ひろば「ほーらい館」	交流ひろば公衆トイレ	41.00	H20	中部
20	みらい館	みらい館	164.00	不明	中部

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

【点検・診断等の実施方針】

今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行います。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断等の結果より施設の修繕を実施し、更新等については伊仙町個別施設計画を基に実施していきます。

【耐震化の実施方針】

旧耐震基準で建築され、耐震化工事が実施されていない施設があります。これらの施設について耐震化の必要性を検討し、耐震化を推進します。

【長寿命化の実施方針】

伊仙町個別施設計画を基に長寿命化を目的とした改修を実施します。

【統合や廃止の推進方針】

各施設の利用状況や老朽化の状況等により、その必要性を判断したうえで、統合や廃止について検討します。

8. 行政系施設

(1) 庁舎等

【現状や課題に関する基本方針】

伊仙町役場は老朽化の伴い、令和2年度より建替え事業に着手しています。建替えに伴い、旧徳之島農業高校を使用している教育委員会も新庁舎に統合する予定です。

表 38 行政系施設

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
1	伊仙町役場	南側増築部分	390.60	H11	中部
2	伊仙町役場	選挙管理委員会	68.00	H13	中部
3	伊仙町役場	役場庁舎	1,214.19	S37	中部
4	教育委員会庁舎 (旧農業高校跡地)	教育委員会庁舎	780.36	S49	中部

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

【点検・診断等の実施方針】

定期的な点検・診断等を実施することで、修繕箇所の早期発見に努めます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断を通じた維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化を実施していきます。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等の結果、危険性が高いと認められた箇所については、早急に対応し、安全の確保を行います。

【長寿命化の実施方針】

劣化が進む前に計画的に点検や診断、修繕を行う(予防保全)ことで施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減します。

(2) 消防施設

【現状や課題に関する基本方針】

本町が保有する消防施設は1施設です。建築後50年以上が経過しているため、今後の老朽化対策が課題となっています。

表 39 消防施設

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
1	消防施設	消防車庫	55.00	S46	中部

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

【点検・診断等の実施方針】

災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を行います。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断等の結果を考慮し、建替えや維持管理の方針を立てることとします。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等の結果から要修繕箇所が判明した場合は、直ちに修繕対応を行い、消防施設として必要な機能を損なわないよう取り組みます。

9. 公営住宅

(1) 公営住宅

【現状や課題に関する基本方針】

公営住宅の7割以上が建築後30年以上になっています。現在厳しい財政状況や既存ストックの有効活用の観点から、今後計画的に住宅改修を実施することにより、安全で安心な町営住宅の供給を推進していきます。

表 40 公営住宅

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
1	佐弁団地	佐弁住宅	115.00	S54	東部
2	佐弁団地	佐弁住宅-2	115.00	S54	東部
3	佐弁団地	佐弁住宅-3	115.00	S60	東部
4	目手久塩入団地	目手久塩入住宅-1	60.00	S35	東部
5	目手久塩入団地	目手久塩入住宅-2	120.00	S35	東部
6	面縄タンコウ団地	面縄タンコウ住宅-1	116.00	S59	東部
7	面縄タンコウ団地	面縄タンコウ住宅-2	116.00	S60	東部
8	東面縄団地	東面縄住宅-1	317.00	H17	東部
9	東面縄団地	東面縄住宅-2	317.00	H17	東部
10	面縄兼久団地	面縄兼久住宅-1	63.00	S35	東部
11	面縄兼久団地	面縄兼久住宅-2	63.00	S35	東部
12	面縄兼久団地	面縄兼久住宅-3	63.00	S35	東部
13	面縄兼久団地	面縄兼久住宅-4	63.00	S35	東部
14	面縄兼久団地	面縄兼久住宅-5	63.00	S35	東部
15	面縄網畑団地	面縄網畑住宅-1	133.00	S30	東部

表 41 公営住宅 2

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
16	面縄網畑団地	面縄網畑住宅-2	66.00	S30	東部
17	面縄網畑団地	面縄網畑住宅-3	72.00	S32	東部
18	古里入浜団地	古里入浜住宅-1	66.00	S30	東部
19	古里入浜団地	古里入浜住宅-2	66.00	S30	東部
20	古里大和川団地	古里大和川住宅	120.00	S36	東部
21	検福下晴団地	検福下晴住宅	116.00	S59	東部
22	検福赤久団地	検福赤久住宅-1	218.00	S51	東部
23	検福赤久団地	検福赤久住宅-2	218.00	S53	東部
24	検福中原団地	検福中原住宅-1	63.00	S39	東部
25	検福中原団地	検福中原住宅-2	126.00	S39	東部
26	検福中原団地	検福中原住宅-3	126.00	S39	東部
27	検福中原団地	検福中原住宅-4	126.00	S39	東部
28	検福中原団地	検福中原住宅-5	63.00	S40	東部
29	検福中原団地	検福中原住宅-6	126.00	S40	東部
30	検福中原団地	検福中原住宅-7	126.00	S40	東部
31	検福中原団地	検福中原住宅-8	126.00	S52	東部
32	伊仙美殿地団地	伊仙美殿地住宅	135.00	S42	中部
33	伊仙向堂団地	伊仙向堂住宅-1	68.00	S42	中部
34	伊仙大里団地	伊仙大里住宅-1	116.00	S56	中部
35	伊仙大里団地	伊仙大里住宅-2	116.00	S56	中部

表 42 公営住宅 3

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
36	伊仙東耳付団地	伊仙東耳付住宅-1	317.00	H18	中部
37	伊仙東耳付団地	伊仙東耳付住宅-2	317.00	H19	中部
38	伊仙東耳付団地	伊仙東耳付住宅-3	317.00	H19	中部
39	伊仙仲里団地	伊仙仲里住宅-A	626.00	H15	中部
40	伊仙仲里団地	伊仙仲里住宅-B	313.00	H15	中部
41	伊仙仲里団地	伊仙仲里住宅-C	319.00	H16	中部
42	伊仙仲里団地	伊仙仲里住宅-D	626.00	H16	中部
43	伊仙下向里団地	伊仙下向里住宅-1	166.00	S48	中部
44	伊仙下向里団地	伊仙下向里住宅-2	166.00	S48	中部
45	伊仙下向里団地	伊仙下向里住宅-3	186.00	S50	中部
46	伊仙下向里団地	伊仙下向里住宅-4	186.00	S50	中部
47	伊仙下向里団地	伊仙下向里住宅-5	186.00	S51	中部
48	伊仙下向里団地	伊仙下向里住宅-6	219.00	S52	中部
49	伊仙下向里団地	伊仙下向里住宅-7	219.00	S52	中部
50	伊仙下向里団地	伊仙下向里住宅-1	99.00	S52	中部
51	伊仙下向里団地	伊仙下向里住宅-2	50.00	S52	中部
52	伊仙板割団地	伊仙板割住宅	63.00	S39	中部
53	伊仙団地	伊仙住宅	543.00	S62	中部
54	伊仙下板割団地	伊仙下板割住宅-1	120.00	S35	中部
55	伊仙下板割団地	伊仙下板割住宅-2	60.00	S36	中部

表 43 公営住宅 4

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
56	伊仙加那割団地	伊仙加那割住宅	126.00	S39	中部
57	阿三カシナトウ団地	阿三カシナトウ住宅-1	60.00	S36	中部
58	阿三カシナトウ団地	阿三カシナトウ住宅-3	63.00	S40	中部
59	阿三カシナトウ団地	阿三カシナトウ住宅-4	63.00	S40	中部
60	阿三カシナトウ団地	阿三カシナトウ住宅-5	63.00	S41	中部
61	阿三カシナトウ団地	阿三カシナトウ住宅-6	68.00	S43	中部
62	阿三カシナトウ団地	阿三カシナトウ住宅-8	68.00	S43	中部
63	阿三カシナトウ団地	阿三カシナトウ住宅-9	109.00	S53	中部
64	阿三カシナトウ団地	阿三カシナトウ住宅-10	109.00	S53	中部
65	馬根乗切団地	馬根乗切住宅	68.00	S38	中部
66	馬根西当団地	馬根西当住宅	60.00	S36	中部
67	阿権団地	阿権住宅	116.00	S62	西部
68	阿権曲郷団地	阿権曲郷住宅	60.00	S36	西部
69	阿権曲郷団地	阿権曲郷住宅	60.00	S36	西部
70	木之香団地	木之香住宅	116.00	S60	西部
71	木之香伊林数団地	木之香伊林数住宅-1	126.00	S40	西部
72	木之香伊林数団地	木之香伊林数住宅-2	126.00	S43	西部
73	犬田布亀戸団地	犬田布亀戸住宅-1	120.00	S35	西部
74	犬田布亀戸団地	犬田布亀戸住宅-2	120.00	S35	西部
75	犬田布亀戸団地	犬田布亀戸住宅-3	60.00	S35	西部

表 44 公営住宅 5

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
76	犬田布亀戸団地	犬田布亀戸住宅-4	68.00	S38	西部
77	犬田布亀戸団地	犬田布亀戸住宅-5	68.00	S38	西部
78	犬田布亀戸団地	犬田布亀戸住宅-6	68.00	S42	西部
79	西犬田布団地	西犬田布住宅-1	230.00	S54	西部
80	西犬田布団地	西犬田布住宅-2	115.00	S55	西部
81	西犬田布団地	西犬田布住宅-3	115.00	S55	西部
82	犬田布道宇都団地	犬田布道宇都住宅	63.00	S41	西部
83	犬田布二重竿団地	犬田布二重竿住宅	63.00	S39	西部
84	犬田布三崎団地	犬田布三崎住宅	200.00	S39	西部
85	犬田布カネノテ団地	犬田布カネノテ住宅-1	60.00	S36	西部
86	犬田布カネノテ団地	犬田布カネノテ住宅-2	196.00	S39	西部
87	犬田布カネノテ団地	犬田布カネノテ住宅-1	60.00	S36	西部
88	犬田布里団地	犬田布里住宅-1	68.00	S43	西部
89	糸木名団地	糸木名住宅-1	218.00	S53	西部
90	糸木名団地	糸木名住宅-2	109.00	S54	西部
91	糸木名団地	糸木名住宅-3	109.00	S54	西部
92	崎原団地	崎原住宅	116.00	S59	西部
93	下河地団地	下河地住宅	60.00	S35	西部
94	南河地団地	南河地住宅	126.00	S39	西部
95	伊仙向里団地	伊仙向里住宅-A	124.00	S48	中部

表 45 公営住宅 6

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
96	伊仙向里団地	伊仙向里住宅-B	124.00	S49	中部
97	伊仙向里団地	伊仙向里住宅-C	124.00	S50	中部
98	伊仙向里団地	伊仙向里住宅-D	124.00	S50	中部
99	伊仙仲森団地	伊仙仲森住宅-1	87.00	S44	中部
100	伊仙仲森団地	伊仙仲森住宅-2	59.00	S44	中部
101	犬田布団地	犬田布団地	461.00	H24	西部
102	河地団地	河地団地	391.00	H24	西部
103	馬根団地	馬根団地	409.00	H25	中部
104	木之香団地B	木之香団地	379.00	H24	西部
105	喜念団地	喜念団地1	279.00	H29	東部
106	喜念団地	喜念団 2	279.00	H29	東部
107	東伊仙西団地	東伊仙西団地	433.00	H29	東部
108	東伊仙東団地	東伊仙東地	262.00	H29	東部
109	目手久団地	目手久団地	442.00	H30	東部

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

【点検・診断等の実施方針】

老朽化する住宅の延命を図るため、計画的に点検や診断を実施します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検結果を踏まえた計画的な修繕により、既存ストックの適正な維持管理に努めます。更新については伊仙町公営住宅等長寿命化計画を基に実施していきます。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等の結果に基づき改修を行い、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。

【耐震化の実施方針】

耐震診断が未実施の施設については、診断を実施し、耐震補強の必要性の有無について検証を行います。

【長寿命化の実施方針】

老朽化が進む前に予防保全を実施し、現存ストックの延命措置を進めます。

【統合や廃止の推進方針】

老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊し解体を行います。

(2) 定住促進住宅

【現状や課題に関する基本方針】

今後の老朽化に備えて、施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じ、予防保全を行うことで施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

表 46 定住促進住宅

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
1	阿三定住促進住宅	阿三定住促進住宅	668.00	H29	中部
2	阿権定住促進住宅	阿権定住促進住宅	316.00	H29	中部

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

【点検・診断等の実施方針】

老朽化する住宅の延命を図るため、計画的に点検や修繕を実施します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断等の結果を踏まえた計画的な修繕により、既存ストックの適正な維持管理に努めます。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等の結果より危険個所が判明した場合は、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。

10. 公園

(1) 公園

【現状や課題に関する基本方針】

義名山公園は本町の都市公園に該当します。施設の更新については、伊仙町社会資本総合整備計画(義名山公園施設長寿命化計画)を基に実施します。

表 47 公園

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
1	伊仙町義名山公園	管理棟	132.00	S61	中部
2	伊仙町義名山公園	多目的便所 1	9.90	H22	中部
3	伊仙町義名山公園	多目的便所 2	9.90	H22	中部
4	伊仙町義名山公園	便所	36.00	H22	中部

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

【点検・診断等の実施方針】

日常点検や定期的な診断を行い、予防保全に努めます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全の維持管理を行い、計画的な更新を行います。更新等については、伊仙町社会資本総合整備計画(義名山公園施設長寿命化計画)を基に今後の施設更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等の結果、危険性が高いと認められた施設等については、優先的に修繕・改築・更新等を行います

11.その他

(1) その他

【現状や課題に関する基本方針】

公衆用トイレは小規模な施設ですが、定期的に点検や修繕を行い、適切な維持管理に努めます。

旧徳之島農業高校は廃校に伴い、県より移管した施設となります。一部の教室は法人等に貸し付けを行うなどの活用をしていますが、未利用となっている教室もあります。

表 48 その他

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
1	公衆トイレ(障害者)	障害者トイレ	99.00	H1	中部
2	休憩所(小原)	休憩所(小島)	60.00	H16	西部
3	公衆トイレ(喜念浜)	公衆用トイレ(喜念浜)	40.00	H29	東部
4	公衆トイレ・シャワー室(瀬田海)	公衆トイレ・シャワー室	60.00	H19	中部
5	旧平家	旧平家	225.00	H17	西部
6	旧徳之島農業高校	特別教室棟	802.38	S40	西部
7	旧徳之島農業高校	教室棟	429.50	S33	西部
8	旧徳之島農業高校	用務員室	32.10	S36	西部
9	旧徳之島農業高校	産振教室棟 3(食物実習室)	167.40	S43	西部
10	旧徳之島農業高校	ポンプ室	15.00	S50	西部

表 49 その他 2

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	築年度	地区
11	旧徳之島農業高校	渡り廊下 1	75.80	S57	西部
12	旧徳之島農業高校	単車置き場	40.50	H5	西部
13	旧徳之島農業高校	便所	35.10	H8	西部
14	旧徳之島農業高校	渡り廊下 3	115.20	H10	西部
15	旧徳之島農業高校	管理棟 4F	376.20	S50	西部

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

【点検・診断等の実施方針】

日常点検や定期的な診断を行い、予防保全に努めます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全の維持管理を行い、計画的な更新を行います。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等の結果、危険性が高いと認められた施設等については、優先的に修繕・改築・更新等を行います。また、利用が廃止された施設については、速やかに取り壊しを実施します。

12. インフラ施設

(1) 道路

幹線道路との接続性や安全性の向上を図るため、道路改良や路面改修を推進します。また、道路パトロールを強化し、道路状況の的確な把握に努め、事故防止への迅速な対応を図ります。併せて、道路の利用状況や劣化状況を踏まえ、安全に通行できる状態を維持するため、計画的な維持管理を行います。

(2) 橋りょう

本町が保有している橋りょうは、今後 30 年間で半数程度が架設から 50 年以上を経過することとなり、これら老朽化の進んだ橋りょうの補修、補強、更新等に係る財源の確保が課題となります。橋りょうの損傷や劣化の状況を把握し、適切な時期に的確な方法で処置を行うため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、従来の「対症療法型」の維持管理手法から脱却し、中長期的な「目標設定型」の計画的な維持管理体制手法への移行を図り、維持管理を戦略的に推進します。

(3) 上水道施設

本町の上水道施設は、老朽化が進んでおり、法定耐用年数を考慮すると、施設の更新が大量発生することが考えられます。このため、今後も町民に継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による上水道施設の長寿命化、管理コストの平準化を図ります。また、施設機能の健全性の維持と水道経営の健全性とを両立するため、対策を講じる施設の優先順位を明確にし、優先順位に沿った計画的な維持管理を行います。

(4) 港湾・漁港

本町の港湾・漁港施設は老朽化が進んでおり、今後、施設の安全性を保つためにも、修繕・更新にかかる経費はますます増加することが見込まれます。厳しい財政状況のもとでは、施設の維持管理、運営に必要な経費の捻出をし続けていくことが困難となることが予想されます。長寿命化計画を基に施設の効率的な改修・更新を行い、供用期間にわたって要求性能を満足出来るよう、適切で計画的な維持管理、長寿命化等に努めることで財政負担の軽減・平準化を図ります。

第8章 今後の公共施設等再編整備に関する展望

公共施設等は、町民への行政サービスの提供等を通じ、町民の日常生活に深く関わっており、生活に欠かすことのできない存在となっていますが、すべての公共施設等について維持、更新等をしていくことは、本町の財政に大きな負担となり、真に必要となる行政サービスの提供に影響を及ぼす可能性があります。今後も必要なサービスを継続的に提供するためには、人口減少や高齢化の進展といった環境の変化に適応した、施設を活用して提供するサービスの質と量を見据えた対応が必要となります。

しかし、現在保有している公共施設等を単に減らせば良いというのではなく、公共施設等の果たしてきた機能・役割のうち今後も維持していくべき機能・役割を見極め、必要なサービスの水準を保つことが大切となります。

このため、今後は、まず、公共施設等に係る経費の抑制と平準化を図ることで財政負担を軽減します。事後的な修繕から計画的な予防保全型の維持管理への転換を図り、施設の長寿命化を進めていきます。その上で、人口減少の状況や地域性を踏まえ、将来にわたり必要な施設類型ごとの保有量を検討し、公共施設等の最適化に取り組みます。

また、総合管理計画の進捗状況等については、PDCA(Plan:計画の推進・体制の構築、Do: 実行、Check:効果の評価・考察、Action:改善)サイクルの考え方にに基づき、管理します。今後も、計画内容は社会情勢の変化や財政事情、事業の進捗状況等に応じて、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うものとします。

図 13PDCA サイクル



伊仙町公共施設等総合管理計画

(平成 28 年 3 月発行)

(令和 4 年 10 月第1回改訂)

(令和 5 年 11 月第2回改訂)

発行・編集 伊仙町役場総務課

〒 891-8293 鹿児島県大島郡伊仙町大字伊仙 1842

TEL 0997-86-3111(代表)

URL <http://www.town.isen.kagoshima.jp/>